

学校徴収金等の管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>伯太高等学校</p>	<p>毎年度、生徒の卒業等に当たり、精算・返還が行われているにもかかわらず、返還後も学校徴収金会計等に残高（159,056円）が存在しており、学校が調査したところ、以下の状況が判明した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒・保護者から二重納付されていること等により、返金が必要なもの [56,871円] 2 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金相当額として生徒・保護者から納入された資金について、適切な振替が行われなかったもの [18,720円] 3 修学旅行返還金の精算誤りによるもの [57,225円] 4 上記のほか、学年費の精算誤りが疑われるもの [26,240円] 	<p>早急に返還等の是正措置を行うとともに、今後は学校徴収金の入出金について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【校務のチェックリスト&ナビゲーション】（平成25年12月大阪府教育委員会） XIII. 会計事務（私費会計）関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校事務等 <ol style="list-style-type: none"> 1～19 (略) 20 卒業者に対する学年費、積立金の精算が適切に行われている。また、卒業や転退学に伴う精算金や修学旅行の不参加者に対する返還金は、速やかに支払いが行われている。 <p>学校事務関係チェックシート【私費会計関係】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1～2 (略) 3 会計の精算処理について <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 卒業年次の学年費の返金を年度内に行っているか。また、返金は口座振込で行っているか。 	<p>1～4について、「学校徴収金等の会計処理基準」及び「学校徴収金等取扱いマニュアル」に沿って是正措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 [56,871円] 返還対象者・金額について調査し、一致したもの。 ・39,500円 平成28年3月28日に返金を行った。 ・9,371円 平成29年12月15日に返金を行った。 ・8,000円 平成29年11月29日に返金を行った。 2 [18,720円] ・17,160円 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金は、一旦全校生徒分を府が全額負担しているため、生徒・保護者から納入された資金について、平成28年3月28日に府の歳入として処理を行った。 ・1,560円 調査の結果、振替対象者が確認できなかったため、未返還金口座で管理し、時効到来後、府の歳入として受入処理を行う。 3 [57,225円] 平成29年12月7日に返金を行った。 4 [26,240円] 精算誤りについて内訳を調査したところ、26,444円であったことが判明し、以下のとおり是正措置を行う。 ・22,723円

			<p>平成29年12月8日に「生徒会」会計に振替えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 204円 平成29年12月14日に返金を行った。 ・ 82円 平成27年11月10日に郵送代として支出した。 ・ 275円 修学旅行積立金であり、平成29年12月7日に返金を行った。 ・ 3,160円 調査の結果、振替対象者が確認できなかったため、未返還金口座で管理し、時効到来後、府の歳入として受入処理を行う。 <p>今後は、学校徴収金の入出金について適正な事務処理を行う。</p>
--	--	--	---

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局監査：平成27年10月26日）